

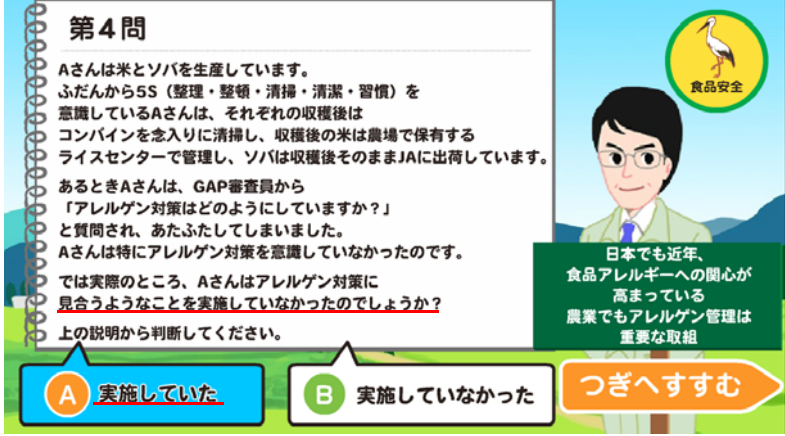
オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（カエルの絵のテスト）第6問 説明

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	<p>第6問</p> <p>除虫を農薬のみに頼ったやり方は、<u>環境や食品の安全面で世界的に問題視されています</u>。そのため最近では、さまざまな方法を組み合わせて病害虫や雑草の被害を抑えようという取組が広がってきています。</p> <p>その取組として間違っている方法は、次のうちのどれですか？</p> <p>A 病気の発生率が低い品種を使用する</p> <p>B 作物の状態を観察する</p> <p>C こまめに除草する</p> <p>D <u>農薬の使用をやめる</u></p> <p>農薬の使用をやめると大幅に収穫量が落ちる可能性がある</p> <p>つぎへすすむ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は総合的病害虫・雑草管理を認識いただく趣旨で作成したものでした。</p> <p>設問中の赤線部は、農林水産省が登録した農薬が食品の安全面で問題視されているかのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>農林水産省は、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬だけ、農薬取締法に基づき登録を行っています。</p> <p>解答 D を間違っている方法として正解としていましたが、農薬の使用をやめることが間違っている方法かのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>ただ単に「農薬の使用をやめる」ことは適切でない場合がありますと考えられますが、さまざまな方法を検討した上で、農薬の使用をやめることを判断することは、総合的病害虫・雑草管理の観点からは選択肢になり得ると考えられます。</p>	他の設問に差し替え

オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（カエルの絵のテスト）第12問 説明

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	 <p>第12問 従業員の雇用管理として正しいものは、次のうちのどれですか？</p> <p>A 農場主は従業員名簿を作成する必要があるが、<u>家族は記載しなくてよい</u></p> <p>B 従業員名簿に、季節的な短期雇用者は記載しなくてよい</p> <p>C 外国人技能実習生は労働者にはあたらないため、賃金を支払う必要はない</p> <p>D 18歳未満は雇用することができない</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は、農場主（使用者）は、従業員（労働者）を雇用した場合には、従業員名簿（労働者名簿）を作成する必要があることを認識いただく趣旨で作成したものでした。</p> <p>解答 A を正しいものとして正解としていましたが、設問及び解答並びに詳細解説の赤線部は、雇用している家族については労働者名簿に記載しなくてもよいかのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>使用者が労働者名簿を作成する必要がない（労基法第116条第2項により同法の適用が除外される）のは、「同居の親族のみを使用する事業」に限られ、使用者は、労働者を一人でも雇い入れた場合は、労働者名簿を作成しなければなりません。</p> <p>また、ここでいう「同居の親族」とは、形式的に世帯が一とされているか否かではなく、実質的に居住及び生計を一にしているか否かで判断されるものとされています。</p>	他の設問に差し替え
詳細解説	 <p>雇主の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員名簿の作成は法的義務 賃金を支払ってれば全員、従業員となる（短期雇用者も含む） <u>ただし、家族は除いてもよい</u></li> <li>● 労働者の人権を守り、福祉の向上に貢献する義務 当然、外国人技能実習生にも賃金を支払う</li> <li>● 18歳未満には、危険を伴う一部作業はさせない 中学生までの児童は、雇うことができない</li> </ul> <p>もう一度、解説を見る</p> <p>つぎへすすむ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>		

オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（トリの絵のテスト）第4問 説明

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	 <p>第4問</p> <p>Aさんは米とソバを生産しています。ふだんから5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）を意識しているAさんは、それぞれの収穫後はコンバインを念入りに清掃し、収穫後の米は農場で保有するライスセンターで管理し、ソバは収穫後そのままJAに出荷しています。</p> <p>あるときAさんは、GAP審査員から「アレルギー対策はどのようにしていますか？」と質問され、あたふたしてしまいました。Aさんは特にアレルギー対策を意識していなかったのです。</p> <p>では実際のところ、Aさんはアレルギー対策に<u>見合うようなことを実施していなかったのでしょうか？</u></p> <p>上の説明から判断してください。</p> <p>A 実施していた      B 実施していなかった      つぎへすすむ</p> <p>日本でも近年、食品アレルギーへの関心が高まっている農業でもアレルギー管理は重要な取組</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は、アレルギー対策という観点からもGAPの実施が重要であるということを確認いただく趣旨で作成したものでした。</p> <p>設問及び解答の赤線部は、アレルギー対策を意識していないにもかかわらず、念入りに清掃していたことのみをもって十分な対策が実施されているかのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>ソバは食品表示上も特定原材料に指定されており、一粒でも混入すれば重篤なアレルギー症状を引き起こす可能性がありますので、特に注意が必要です。</p>	他の設問に差し替え

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	 <p>第14問 農場で決めた作業手順や方針を従業員がしっかり理解していないと、ミスや事故が起きやすくなります。 作業手順を従業員に理解させ、ミスを減らすにはどうすればよいでしょうか？ 次の中からもっとも効果的な方法を選んでください</p> <p>A 従業員を雇った日に教育訓練を実施する B 定期的に、全従業員に教育訓練を実施する C ミスを起こした従業員を個室で説教する D ミスを起こすたびに従業員から罰金をとる</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は、農場主が定期的に従業員へ教育訓練を実施することの重要性を認識いただく趣旨で作成したものでした。初日に何も教えていない状態でも働かせて良いのが正解、初日に何かを教えるのは不適切かのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>解答Aの「従業員を雇った日に教育訓練を実施する」ことは不適切とは言えません。（訓練の例示として「安全に作業する手順」があげられているところ、労働安全衛生法においては労働者を雇い入れた際の教育に関する定めがあります。）</p> <p>また、詳細解説の赤線部について、法的義務はありませんが、GAP認証の取得や実施においては、年1回以上、全従業員へ教育訓練を行うことが重要です。</p>	他の設問に差し替え
詳細解説	 <p>作業手順や方針を徹底するため 年1回以上、全従業員へ教育訓練を行うことが重要</p> <p>農産物の管理 肥料・農薬の取り扱い 安全に作業する手順 など</p> <p>さらにその内容を記録することは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 理解度の確認に役立つ</li> <li>● 事故が発生した場合、教育説明と作業者の理解にズレがあったどうかの検証材料となる</li> </ul> <p>つぎへすすむ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>		

オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（サカナの絵のテスト）第12問 説明

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	 <p>第12問 他の業種と同じように農業の現場でも、強制労働は禁止されています。 では、次のうち強制労働にあたらぬケースはどれですか？</p> <p>A <u>怒鳴って残業をさせた</u>      B <u>怒鳴って残業を命じたが、断られた</u></p> <p>C 外国人技能実習生からパスポートを預かった      D <u>外国人技能実習生を住み込みで働かせた</u></p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならないということを認識いただく趣旨で作成したものでした。</p> <p>設問中にある「怒鳴って」という行為が、労働基準法第五条にいう脅迫等の行為に直ちに該当するものといえるかは、その記載のみでは明らかでなく、解答として必ずしも適切ではない表現となっております。</p> <p>（個別の事案により、強制労働に該当すると判断されることもあります。）</p> <p>また、解答 D を正しいものとして正解としていましたが、詳細説明が「極端に至らない外出制限であれば許容される」かのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p>	他の設問に差し替え
詳細解説	 <p>強制労働 厳禁 暴行、脅迫、監禁などの手段で、従業員に意思に反して労働を強制してはいけません</p> <p><del>A 怒鳴って残業をさせた</del>      暴力的な行為で残業を強要</p> <p><del>B 怒鳴って残業を命じたが、断られた</del>      実際に残業をしたかは関係ない</p> <p><del>C 外国人技能実習生からパスポートを預かった</del>      従業員の自由を奪う行為</p> <p>D <u>外国人技能実習生を住み込みで働かせた</u>      ただし、住み込みの強要、極端な外出制限はダメ</p> <p>従業員が働きやすい環境をつくりましょう</p> <p>もう一度、解説を見る</p> <p>つぎへすすむ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>		

オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（ムシの絵のテスト）第2問 説明

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	 <p>第2問</p> <p>Tさんの畑は、よその畑に囲まれた場所にあります。あるとき、Tさんは収穫前の野菜の残留農薬を調べるために、食品衛生法に基づく登録検査機関に検査を依頼しました。畑の中心の野菜を検査に出したところ日本の基準値を超えていないという結果が出たので、Tさんは安心して県内に出荷しました。ところが後日、出荷先から残留農薬の基準値を超えているというクレームが来てしまいました。</p> <p>① いったいTさんの何がいけなかったのでしょうか？次の中から選んでください。</p> <p>A 食品衛生法に基づく登録検査機関に検査を依頼したこと</p> <p>B 日本の基準値を超えていないという結果で良しとしたこと</p> <p>C ② 収穫前の野菜を検査に出したこと</p> <p>D 畑の中心の野菜だけを検査に出したこと</p> <p>スキップ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は、Tさんの畑がよその畑に囲まれていることから、ドリフト被害を受けている可能性を考慮して検査を行った場合の問題点を認識いただく趣旨で作成したものでした。</p> <p>設問及び解答の赤線部①は、正しく管理しても基準値超過が起こる、検査が必須であるかのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>農薬の使用基準は、それを守って使用していれば残留基準値を超えないように設定されています。</p> <p>また、設問及び解答並びに詳細解説の赤線部②は収穫前の検査を推奨しているかのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>残留基準値適合の判断は収穫後、流通形態で行います。</p> <p>GAPの実施及び認証の取得における残留農薬検査に当たっては、ドリフトの可能性のある農薬等のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所等を踏まえてサンプリングを行うことが重要です。</p>	<p>他の設問に差し替え</p>
詳細解説	 <p>残留農薬検査を受ける際の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公的信頼性がある検査機関に依頼 例：食品衛生法に基づく登録検査機関／国際認証ISO17025など</li> <li>② 収穫直前の農産物で検査</li> <li>✓ 農薬の影響を受けやすい場所の農産物を検査 ドリフト被害が考えられる場合は近接する野菜を検査する</li> <li>✓ 輸出する場合は出荷先の国の基準に合わせて検査</li> </ul> <p>もう一度、解説を見る</p> <p>つぎへすすむ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>		

オンライン研修「これから始めるGAP」理解度確認テスト（ムシの絵のテスト）第13問 説明

	誤解を与えかねない表現	説明不足であった箇所の説明	今回の対応
設問及び解答	 <p>第13問 2km離れている畑へ従業員を移動させる手段として明らかに間違っているものは、次のうちどれですか？</p> <p>A 徒歩で行かせる B <u>従業員の自車で電車移動させる</u> C 従業員の車で行かせる D 農場主の車に乗せて連れていく</p> <p>スキップ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>	<p>この設問は、移動手段で従業員に負担をかけないことの重要性を認識いただく趣旨で作成したものでした。</p> <p>解答 B を正しいものとして正解としていましたが、設問における移動が業務として命じられて行う移動であるか、通勤にあたるものかを問わず、「必要経費として農場主が負担しなければならない法的義務がある」かのような誤解を与えかねない表現となっていました。</p> <p>前者においては、使用者が負担することが一般的ですが、後者について、通勤手当は法律上支払が義務づけられているものではなく、就業規則や個別の労働契約で定めた場合のみ支払う義務が生じるものです。</p>	他の設問に差し替え
詳細解説	 <p>移動手段で従業員に負担をかけないことが重要</p> <p>徒歩で移動させるよりも</p> <p><u>従業員に交通費を出して (従業員が移動する場合は) かソリン代を農場主が負担</u></p> <p>早く作業に着手してもらうほうが効率的</p> <p>働く人に不平等を感じさせない作業環境が作業効率の向上につながります</p> <p>もう一度、解説を見る</p> <p>つぎへすすむ</p> <p>誤解を与えかねない表現があった箇所：赤線部</p>		